

愛知県環境影響評価審査会設楽ダム工学系部会会議録

1 日時

平成18年11月30日(木)
午後2時から午後4時30分まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 議事

- (1) 豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

北田部会長、今榮委員、岡村委員、朴委員、坂東委員、廣畠委員、藤原委員(以上7名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部)岩淵技監

(環境活動推進課)山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、藤田技師、関本技師

(大気環境課)近藤主査、国立技師

(水地盤環境課)吉田技師

(資源循環推進課)伊藤主任主査

(3) 事業者

(国土交通省中部地方整備局)松原係長

(同設楽ダム工事事務所)山内所長、和田副所長、
國村専門官

5 傍聴人等

傍聴人3名

6 会議の内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について

- ・ 会議録の署名について北田部会長が今榮委員と廣畠委員を指名した。
- ・ 事務局から、資料2「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書についての環境影響評価に関する公聴会の状況」、資料3「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書に関する関係市町長意見」、資料4「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書に係る工学系部会報告(案)」に基づき説明があった。

< 質疑応答 >

【坂東委員】 資料3の関係市町長意見は概ね勘案されていると思うが、資料2の公聴会の意見の取扱はどうか。

【事務局】 公聴会での意見は、まずこの部会で説明し、できるだけ部会報告に盛り込んでいきたいと考えている。

【坂東委員】 資料2は住民意見と同様の扱いで良いか。

【事務局】 環境影響評価手続の準備書段階では、住民が意見を述べる機会が2回ある。準備書を公告・縦覧し、住民意見が事業者に提出されるが、その意見概要及び事業者見解は審査会で説明した。それ以外にこの公聴会において、県が直接住民から意見を聴く機会がある。

住民からの意見ということでは同じであり、公述意見は住民意見と同様な取扱いで良いと考えている。

【今榮委員】 公聴会の意見に対しては県から説明しているのか。本人が納得したかどうかにより、部会の対応が違うと思う。

【事務局】 環境影響評価条例に基づく公聴会規則にしたがって公聴会を開催しているが、県や事業者が公述意見に対して説明する規定はない。

住民の方は準備書について自分の意見を公述し、県としては公述内容を取りまとめ、今回、資料として提

出している。

【坂東委員】 公述人が事業者に提出された意見を読んだ上で「意見の56%」などの公述意見がある。公聴会は意見書の提出以外の追加的な機会とは意味が違うのではないか。

また、資料2の公聴会の状況を審議してから資料4の部会報告を審議すべきではないか。

【事務局】 「意見の56%」というのは方法書に対する意見のことである。準備書に対する意見や事業者見解を踏まえた意見でない。

【北田部会長】 公述の内容については、事前に配られていると思うがどうか。

【事務局】 公聴会后に、公述人から、資料を審査会委員にも配布して欲しいという要望があり、郵送で各委員に送らせていただいている。

【岡村委員】 送られてきた資料は公聴会の当日に配られた資料で、今日の資料は実際に公述した内容ということで良いか。

【事務局】 そのとおりである。

【坂東委員】 ただ、資料2を議論する機会があっても良いのではないか。

【事務局】 資料2について質問があれば、お受けする。

【坂東委員】 1つ1つの意見に対して住民の方がどう納得しているかを聞きたいが、そういう資料準備はされているか。

【事務局】 それはしていないが、意見は事業者に伝え、今後の手続において、最終的に評価書に反映されることになる。

【朴委員】 住民意見と資料2の公述意見、資料3の市町長意見を踏まえると、大きな論点としては範囲についてだと思う。

報告案の例えば1の全般的な事項(4)で「ダムから下流」、それから(5)で「ダム下流」などとあるが、あいまいな表現ではないか。

(4)と(5)で同じ「下流」という用語が使われ

ているが、範囲が違うものとして理解するのか。そこを明確にする必要はないか。

【事務局】 (4)の「ダムから下流」というのは、特にダムの直下から野々瀬川合流点までの支流の入らないダムによる直接的な影響が出る場所について、水位、流量等について配慮するものである。

(5)は影響が出る範囲は事業等の進捗によって判明する面もある。その意味で3行目に「また、その実施に当たっては、専門家の意見を聞いて、必要に応じて調査範囲を拡大する」とあるが、その調査範囲の拡大というところで、読み込んでいくことになる。今の段階で、どこまで影響があるか明確な根拠を持っておらず、今後、事業者において調査していただきたいという主旨も含めて、こう整理をした。

【朴委員】 文面からそう理解できるが、評価書への重要な段階である。同じ下流の意味が違えば、注を付けるか、その定義がわかるように書かないと、(4)の下流の部分が、(5)にも匹敵するような印象を受ける。

【事務局】 部会報告案としては、まず監視すべきである。ただ、その実施にあたっては、準備書の範囲に固定することなく、専門家の意見を聴きながら、必要に応じて範囲を拡大するというものである。

出水によりどこまでの範囲に影響がでるのか不確定な状況においては、いろいろな意見を聞きながら、必要に応じてという表現が妥当であると考えている。

【朴委員】 豊川流域全体を調査し、結果的に豊川流域全体を範囲にしなくても、布里地点までの部分で良いならば、それで良いと思うが、今の段階で、わからないのであれば、豊川流域全体としても問題がないのではないか。

【事務局】 部会報告、さらに知事意見としたときに、意見の根拠を明確にし、事業者のきちとした対応を求めていかなければならない。

(4)と(5)の違いについては、その間に支川の流入がない直下流という意味で、整理はできると思う。

【坂東委員】 (4)の「ダムから下流」と、(5)の「ダム下流」は若干表現が違うが、(4)の「ダムから下流」を削除すれば、(5)の「ダム下流」だけになる。(4)の「特にダム直下」がポイントならば、ここを削除するのも1つの案かと思う。

【事務局】 (4)の「特にダムの直下から野々瀬川合流点まで」については、ダムの放流管理で直接的に対応できるということで特筆しており、「ダムから下流」を取ると、野々瀬川合流点までだけになってしまう。

【坂東委員】 (5)のダム下流の範囲は、三河湾まで入るのか。

【事務局】 下は限定をしていないが、準備書で範囲としたのは布里地点までであることから、原則布里までとなる。ただし、それでは足らなくなるおそれがある場合に、監視範囲等を拡大するなどして適切に対応するという主旨である。

【坂東委員】 主旨は理解した。

【岡村委員】 事業者は国土交通省中部地方整備局であり、問題があれば河川管理者でもある中部地方整備局が対応すると思うので、三河湾までとしても良いのではないか。

【事務局】 事業者はダム事業者としての中部地方整備局になる。河川の監視は、毎年度測定計画を組んで行っているが、中部地方整備局の河川部局と県環境部は連絡調整しながら測定計画を検討しており、そういう機会を通じて関連する部局に申し入れたいと考えている。

【廣島委員】 部会報告案は建設を前提にした上で工事や管理・運用に対する意見が主である。反対派の人も納得する評価書にするということを出した方が良いと思う。

【事務局】 環境影響評価の手続は事業の是非を判断したり、審査したりするものではなく、いかに環境への影響を軽減する措置をしているかということを目測手法、評価手法、環境保全措置について審査し、知事意見としてまとめるものである。

【今榮委員】 5のその他(3)で、「地域の理解が深められるよ

う」とあるが、「地域住民の理解」の方がわかりやすいのではないか。

【事務局】 ご指摘とおり「地域住民の理解」とする。

【北田部会長】 1(5)は、「専門家の意見を聴いて、必要に応じて調査範囲を拡大するなど、適切な環境監視計画を作成し、その結果に基づき必要な措置を講じる」というように、調査範囲の拡大や必要な措置まで、積極的に明記してあると思う。

【事務局】 (4)、(5)については、昨日の自然系部会の意見を反映し、この表現でまとめている。

【坂東委員】 部会長の意見で、(5)の後半の意味が強いということは良くわかったが、付帯的に感じられるので、2文目を(6)としてわかりやすくしたらどうか。

【事務局】 了解した。

【朴委員】 (6)とする場合の表現を確認したい。

【事務局】 (6)「環境監視の実施に当たっては、専門家の意見を聞いて、必要に応じて、調査範囲を拡大するなど適切な環境監視計画を作成し、その結果に基づき必要な措置を講じる」としてはどうか。

【朴委員】 (6)の環境監視の項目はなにをさすのか。

【事務局】 (5)と同じであるが、環境監視というところになるので、限定していく必要がある。

【坂東委員】 全般的事項全部にかかるように(6)を起こすということか。

【事務局】 ダム建設事業について、それに起因する影響があれば、必要に応じて適切な措置を講ずることと求めており、(2)や(3)には関連しにくいのではないか。

【朴委員】 (6)を独立させることで、全部に関わることになり、体系的に良いと思うが、環境監視計画は何を想定しているのか。

【事務局】 広く環境監視を求めた場合、事業者として何を監視したら良いかわからない。意見としては、項目を限定していく必要がある。(5)では水質、土砂の移動、魚類、河畔の植生などとした。これで足りないのでは

れば項目を追加すべきである。

また、今わからないことでも将来新たに判明するような場合の監視については(3)の「環境への影響に関して新たな事実が判明した場合」で対応できるのではないか。

【朴委員】 そうであれば(3)と(6)を足し合わせて整理するのも1つの方法ではないか。

【廣島委員】 (3)はあらゆる環境への影響に関して措置をするという主旨であるが、(4)、(5)は水質などより直接的に関係がありそうな項目について特定したということである。したがって、(3)は全体に関連しており、(6)として起こす必要はあるか。

【坂東委員】 (3)は調査範囲を拡大するということも含まれるといわれればそうとも思う。

【今榮委員】 (6)で独立させた方が良いと思う。(4)は管理・運用で、(5)工事や供用である。(6)とすると環境監視を実施する場合の計画を作成するなどのテクニックとなる。何を調査するのは(5)に書いてある。

(5)は「環境監視を行うこと」で止めて、(6)は「環境監視の実施に当たっては」で始めても、監視のやり方として書いてあるということでもいいと思う。

【事務局】 独立させる方向で、修文することでどうか。

【北田部会長】 そのように修文されたい。

【岡村委員】 準備書では堆砂量が多くなっているが、緑化するなどの堆砂を減らす措置を行っているのか。

【事業者】 堆砂容量は、ダム機能を確保するという観点から、平成17年に新しい堆砂量の推定手法が出され、それに基づき、似たような地質や近傍のダムにおける年間の堆砂量の統計的な解析を行い、容量を増やした。

また、設楽ダム上流域には人工林があるが、森林率が高いことから、それ以上緑化するところがないという状況である。

【岡村委員】 人工林はスギが多いが、地盤を押さえる力が弱い樹種であり、土砂が流れやすいのではないか。ブナなど

の落葉広葉樹林に樹種転換していくことは考えていないか。

【事務局】 所有者が事業者とは別であり、そこまでは難しいと考えている。ただし、森林の管理に関して、森林税なども含め県として検討しており、その中で取り組めることは取り組み、個人の方の協力もお願いしたいと考えている。

【朴委員】 5のその他(1)で「住民」とある。今榮委員から(3)で「地域」を「地域住民」とする意見があったが、(1)の「住民」は「地域住民」にすべきではないか。

【事務局】 (1)は「地域住民」にすると対象が限定されてしまう。公聴会の公述や、また準備書に対する意見は、関係地域以外の方も提出できることになっている。

【今榮委員】 4の廃棄物等で、算出根拠を明らかにすることと、事業の実施に当たっての留意事項は、二つに分けた方がわかりやすいのではないか。

【事務局】 ご指摘のとおり二つの文章に分けることとしたい。

【岡村委員】 関係市町長の意見は事業者には届くのか。

【事務局】 関係市町長の意見は知事意見を事業者に通知する際に添付する。関係市町長の意見も踏まえ対応されることになる。

【北田部会長】 他に意見はないようなので、事務局から1(5)の修文案を提示されたい。

【事務局】 (5)で「また」以降を(6)として1項目起こすという形で修文した。

「(6)環境監視については、専門家の意見を聴いて、必要に応じ調査範囲を拡大するなど、適切な環境監視計画を作成し実施するとともに、その結果に基づき必要な措置を講じること。」とし、当該「環境監視」は、(5)の「環境監視」と2ページ目の3水質(3)の「環境監視」を含んだ意味ということかどうか。

【北田部会長】 事務局の提案についてどうか。

[異議なしの声]

【北田部会長】 では、そのように修文されたい。

事務局から、部会報告の修正箇所を一通り確認されたい。

【事務局】 1 ページ目の 1 全般事項（ 5 ）は、1 文目の「行うこと。」までとする。その後（ 6 ）とし、「環境監視については、専門家の意見を聴いて、必要に応じ調査範囲を拡大するなど、適切な環境監視計画を作成し実施するとともに、その結果に基づき必要な措置を講じること。」とする。

さらに、3 ページ目の 4 の廃棄物等は、「廃棄物等の記載については、その発生量の算出根拠を明らかにすること。また、事業の実施に当たっては」とする。

最後に、5 のその他（ 3 ）で「地域の理解」は「地域住民の理解」とし「住民」を入れる。

【朴委員】 2 ページ目の 1 全般的事項（ 6 ）は（ 7 ）になるのではないか。

【事務局】 ご指摘のとおり、（ 6 ）が（ 7 ）になる。

【北田部会長】 ただいま事務局が示したとおり修正し、工学系部会報告としてよろしいか。

[異議なしの声]

【北田部会長】 委員の方々から承認を得たので、工学系部会報告案に修正を加えたものを部会報告とし、次回の審査会で報告したい。

また、全般的な事項等については、自然系部会との調整が必要となる場合もあるので、文章表現の調整については私に一任にさせていただきたいが良いか。

[異議なしの声]

- ・ 資料 4 の工学系部会報告案に以下の修正を加えたものを工学系部会報告とすることで合意した。

なお、自然系部会報告との共通部分の文章表現の調整は北田部会長に一任となった。

< 資料 4 工学系部会報告案の修正箇所 >

- ・ 1 全般的事項（ 5 ）

「(5) 工事中及び供用後において、出水現象に依存すると考えられる生態系を維持するため、ダム下流の水質や土砂の堆積、魚類、河畔の植生などについても環境監視を行うこと。また、その実施に当たっては、専門家の意見を聴いて適切な環境監視計画を作成するとともに、必要に応じて、その結果に基づき措置を講じること。」

「(5) 工事中及び供用後において、出水現象に依存すると考えられる生態系を維持するため、ダム下流の水質や土砂の堆積、魚類、河畔の植生などについても環境監視を行うこと。」

(6) 環境監視については、専門家の意見を聴いて、必要に応じて調査範囲を拡大するなど、適切な環境監視計画を作成し実施するとともに、その結果に基づき必要な措置を講じること。」

・ 1 全般的事項 (6)

「(6)」 「(7)」

・ 4 廃棄物等

「廃棄物等の記載については、その発生量の算出根拠を明らかにするとともに、事業の実施に当たっては」

「廃棄物等の記載については、その発生量の算出根拠を明らかにすること。また、事業の実施に当たっては」

・ 5 その他 (3)

「地域の理解」 「地域住民の理解」

イ その他

事務局から、特にない旨の発言があった。

(3) 閉会